

「暗号資産関連デリバティブ取引業に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則」の一部改正について（案）

2021年11月15日

（下線部分変更）

改正案	現行
<p>（リスクベース・アプローチの実施）</p> <p>第2条 会員は、自らが直面するリスク（顧客の業務に関するリスクを含む。）を適時・適切に特定・評価し、<u>リスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置を講じなければならない。</u></p>	<p>（リスクベース・アプローチの実施）</p> <p>第2条 会員は、自らが直面するリスク（顧客の業務に関するリスクを含む。）を適時・適切に特定・評価し、<u>リスクに見合った低減措置を講じなければならない。</u></p>
<p>（リスクの特定）</p> <p>第4条 会員は、リスク評価に当たり、取り扱うデリバティブ関連取扱暗号資産や取引形態、国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、自らが直面するマネロン・テロ資金供与リスクを特定しなければならない。</p> <p>2 前項の包括的かつ具体的な検証に当たっては、暗号資産関連デリバティブ取引業務を行う業者が共通で有する特性に加え、自らの営業地域の地理的特性や、事業環境・経営戦略のあり方等、自らの個別具体的な特性を考慮しなければならない。</p> <p>3 国・地域について検証を行うに当たっては、金融活動作業部会（Financial Action Task Force on Money Laundering（FATF））や内外の当局等から指摘を受けている国・地域も含め、包括的に、直接・間接の取引可能性を検証し、リスクを把握しなければならない。</p> <p>4 新たに取り扱うデリバティブ関連取扱暗号資産や取引形態及び新たな技術を活用して行う取引その他新たな態様による取</p>	<p>（リスクの特定）</p> <p>第4条 会員は、リスク評価に当たり、取り扱うデリバティブ関連取扱暗号資産や取引形態、国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、自らが直面するマネロン・テロ資金供与リスクを特定しなければならない。</p> <p>2 前項の包括的かつ具体的な検証に当たっては、<u>国によるリスク評価の結果等を勘案しつつ、</u>暗号資産関連デリバティブ取引業務を行う業者が共通で有する特性に加え、自らの営業地域の地理的特性や、事業環境・経営戦略のあり方等、自らの個別具体的な特性を考慮しなければならない。</p> <p>3 国・地域について検証を行うに当たっては、金融活動作業部会（Financial Action Task Force on Money Laundering（FATF））や内外の当局等から指摘を受けている国・地域も含め、包括的に、直接・間接の取引可能性を検証し、リスクを把握しなければならない。</p> <p>4 新たに取り扱うデリバティブ関連取扱暗号資産や取引形態及び新たな技術を活用して行う取引その他新たな態様による取引を行う場合、当該デリバティブ関連取扱</p>

<p>引を行う場合、当該デリバティブ関連取扱暗号資産等を用いた取引の顧客への提供前に、<u>当該商品・サービスのリスクの検証、及びその提供に係る提携先、連携先、委託先、買取先等のリスク管理態勢の有効性も含め、マネロン・テロ資金供与リスクを検証</u>しなければならない。</p> <p>5 マネロン・テロ資金供与リスクについて、<u>経営陣が、主導性を発揮して関係する全ての部門の連携・協働を確保した上で、</u>リスクの包括的かつ具体的な検証を行わなければならない。</p> <p>6 会員自らの事業環境・経営戦略等の複雑性も踏まえて、取り扱うデリバティブ関連取扱暗号資産及び取引形態、国・地域、顧客の属性等に関し、リスクの把握の鍵となる主要な指標を特定し、当該指標についての定量的な分析を行うことで、自らにとって重要なリスクの高低及びその変化を適時・適切に把握することに努めなければならない。</p> <p>7 一定量の疑わしい取引の届出がある場合、単に法令に従い届出等を行うにとどまらず、届出件数及び金額等の比較可能な定量情報を分析し、<u>部門・拠点・届出要因・検知シナリオ別等の比較等</u>を行って、自らのリスクの検証の実効性の向上に努めなければならない。</p>	<p>暗号資産等を用いた取引の顧客への提供前に<u>分析を行い、マネロン・テロ資金供与リスクを検証</u>しなければならない。</p> <p>5 マネロン・テロ資金供与リスクについて、<u>経営陣の主体的かつ積極的な関与の下、関係する全ての部門が連携・協働し、</u>リスクの包括的かつ具体的な検証を行わなければならない。</p> <p>6 会員自らの事業環境・経営戦略等の複雑性も踏まえて、取り扱うデリバティブ関連取扱暗号資産及び取引形態、国・地域、顧客の属性等に関し、リスクの把握の鍵となる主要な指標を特定し、当該指標についての定量的な分析を行うことで、自らにとって重要なリスクの高低及びその変化を適時・適切に把握することに努めなければならない。</p> <p>7 一定量の疑わしい取引の届出がある場合、単に法令に従い届出等を行うにとどまらず、届出件数及び金額等の比較可能な定量情報を分析し、<u>部門・拠点間等の比較等</u>を行って、自らのリスクの検証の実効性の向上に努めなければならない。</p>
<p>(リスクの評価)</p> <p>第5条 会員は、リスク評価の全社の方針及び具体的手法を確立し、当該方針等に則って、<u>具体的かつ客観的な根拠に基づく</u>評価を実施しなければならない。</p> <p>2 会員は、リスク評価の結果を文書化(電磁ファイル化した文書を含む。)し、当該結果を踏まえてリスク低減に必要な措置</p>	<p>(リスクの評価)</p> <p>第5条 会員は、リスク評価の全社の方針及び具体的手法を確立し、当該方針等に則って、<u>具体的かつ客観的な根拠に基づく</u>評価を実施しなければならない。</p> <p>2 会員は、リスク評価の結果を文書化(電磁ファイル化した文書を含む。)し、当該結果を踏まえてリスク低減に必要な措</p>

<p>等を検討しなければならない。</p> <p>3 会員は、定期的にはリスク評価を見直すほか、マネロン・テロ資金供与対策に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、リスク評価を見直さなければならない。</p> <p>4 会員の経営陣は、リスク評価の過程に関与し、リスク評価の結果を承認しなければならない。</p> <p>5 会員は、自らが提供するデリバティブ関連取扱暗号資産・サービスや、取引形態、国・地域、顧客属性等が多岐にわたる場合に、これらに係るリスクを細分化し、当該細分類ごとにリスク評価を行うとともに、これらを組み合わせて再評価を行うなどして、全社的リスク評価の結果を「見える化」し（リスク・マップ）、機動的な見直しに努めなければならない。</p> <p>6 会員は、前各項に基づいてリスク評価を行う場合には、特定取引以外の取引について、一律にリスクが低いものとして取り扱うことなく、その内容等を十分に斟酌して評価しなければならない。</p> <p>7 会員は、<u>本条第1項乃至第5項に基づいたリスク評価を行うにあたっては、疑わしい取引の届出の状況等の分析等を考慮することとし、かかる分析に当たっては、届出件数等の定量情報について、部門・拠点・届出要因・検知シナリオ別等を行うなど、</u> <u>リスクの評価に活用しなければならない。</u></p>	<p>置等を検討しなければならない。</p> <p>3 会員は、定期的にはリスク評価を見直すほか、マネロン・テロ資金供与対策に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、リスク評価を見直さなければならない。</p> <p>4 会員の経営陣は、リスク評価の過程に関与し、リスク評価の結果を承認しなければならない。</p> <p>5 会員は、自らが提供するデリバティブ関連取扱暗号資産・サービスや、取引形態、国・地域、顧客属性等が多岐にわたる場合に、これらに係るリスクを細分化し、当該細分類ごとにリスク評価を行うとともに、これらを組み合わせて再評価を行うなどして、全社的リスク評価の結果を「見える化」し（リスク・マップ）、機動的な見直しに努めなければならない。</p> <p>6 会員は、前各項に基づいてリスク評価を行う場合には、特定取引以外の取引について、一律にリスクが低いものとして取り扱うことなく、その内容等を十分に斟酌して評価しなければならない。</p> <p>(新設)</p>
<p>(顧客毎のリスク評価)</p> <p>第6条 会員は、取り扱うデリバティブ関連取扱暗号資産及び取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果、取引開始時、継続時、終了時に確認した情報を総合的に</p>	<p>(顧客毎のリスク評価)</p> <p>第6条 会員は、取り扱うデリバティブ関連取扱暗号資産及び取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果、取引開始時、継続時、終了時に確認した情報を総</p>

<p>考慮し、全ての顧客について、リスク評価を実施しなければならない。また、<u>リスク評価方法を随時見直す</u>など、<u>継続的かつ実効性のある体制の整備に努めなければならない</u>。</p>	<p>合的に考慮し、全ての顧客について、リスク評価を実施しなければならない。また、<u>リスクの高低を客観的に示す指標（顧客リスク格付）を導入し、これを随時見直す</u>など、<u>継続的かつ実効性のある体制の整備に努めなければならない</u>。</p>
<p>(リスクの低減)</p> <p>第7条 会員は、自らが特定・評価したリスクを前提に、全ての顧客についてリスク評価を行うとともに、この結果を当該リスクの評価結果と照らして、<u>講ずべき実効的な低減措置を判断・実施しなければならない</u>。</p> <p>2 会員は、個々の顧客やその行う取引のリスクの大きさに応じて、自らの方針・<u>手続・計画等に従い、マネロン・テロ資金供与リスクが高い場合にはリスクに応じて厳格な低減措置を講じなければならない</u>。</p> <p>3 会員は、<u>顧客の営業内容、所在地等が取引目的、取引態様等に照らして合理的ではないなどのリスクが高い取引等について、取引開始前又は多額の取引等に際し、営業実態や所在地等を把握するなど追加的な措置を講じなければならない</u>。</p> <p>4 会員は、リスクの高い取引を受注又は執行した場合には、顧客による出金を一時停止するなど、リスク管理上必要な未然防止措置の実施に努めなければならない。</p> <p>5 会員は、協会その他各種業界団体等を通じて共有される事例や内外の当局等からの情報等を参照しつつ、自らの直面するリスクに見合った低減措置を講じなければならない。</p>	<p>(リスクの低減)</p> <p>第7条 会員は、自らが特定・評価したリスクを前提に、<u>商品・サービスや顧客属性等が共通する顧客類型ごとにリスク評価を行うこと等により全ての顧客についてリスク評価を行うとともに、この結果を当該リスクの評価結果と照らして、講ずべき実効的な低減措置を判断・実施しなければならない</u>。</p> <p>2 会員は、個々の顧客やその行う取引のリスクの大きさに応じて、自らの方針・<u>手続・計画等に従い、マネロン・テロ資金供与リスクが高い場合にはより厳格な低減措置を講じなければならない</u>。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 会員は、リスクの高い取引を受注又は執行した場合には、顧客による出金を一時停止するなど、リスク管理上必要な未然防止措置の実施に努めなければならない。</p> <p>4 会員は、協会その他各種業界団体等を通じて共有される事例や内外の当局等からの情報等を参照しつつ、自らの直面するリスクに見合った低減措置を講じなければならない。</p>
<p>(顧客スクリーニング、<u>取引モニタリング</u>)</p>	<p>(顧客スクリーニング)</p>

<p>第 10 条 会員は、顧客及びその実質的支配者の氏名と関係当局による制裁リストとの照合、顧客及びその実質的支配者等が反社会的勢力等に該当するか否かの確認など、必要な措置を講じ、顧客受入方針に照らし当該顧客との間で取引を実施することが可能か否か判断しなければならない。</p> <p>2 会員は、前項の判断を的確に行うため、信頼性の高いデータベースやシステムを導入するなど、事業規模や特性等に応じた合理的な方法により、リスクが高い顧客を的確に検知する枠組みを構築しなければならない。</p> <p>3 会員は、顧客管理に加え、個々の顧客の取引状況の分析、異常取引や制裁対象取引の検知等を通じてリスクを低減させることに努めなければならない。</p> <p>4 疑わしい取引の届出につながる取引等について、リスクに応じて検知するため、以下を含む、取引モニタリングに関する適切な体制を構築し、整備しなければならない。</p> <p>(1) 自らのリスク評価を反映したシナリオ・敷居値等の抽出基準を設定すること</p> <p>(2) 上記の基準に基づく検知結果や疑わしい取引の届出状況等を踏まえ、届出をした取引の特徴（業種・地域等）や現行の抽出基準（シナリオ・敷居値等）の有効性を分析し、シナリオ・敷居値等の抽出基準について改善を図ること</p> <p>5 制裁対象取引について、リスクに応じて検知するため、以下を含む、取引フィルタリングに関する適切な体制を構築し、整備しなければならない。</p> <p>(1)取引の内容（送金先、取引関係者（その実質的支配者を含む）、輸出入品目等）につ</p>	<p>第 10 条 会員は、顧客及びその実質的支配者の氏名と関係当局による制裁リストとの照合、顧客及びその実質的支配者等が反社会的勢力等に該当するか否かの確認など、必要な措置を講じ、顧客受入方針に照らし当該顧客との間で取引を実施することが可能か否か判断しなければならない。</p> <p>2 会員は、前項の判断を的確に行うため、信頼性の高いデータベースやシステムを導入するなど、事業規模や特性等に応じた合理的な方法により、リスクが高い顧客を的確に検知する枠組みを構築しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	---

<p>いて照合対象となる制裁リストが最新のものとなっているか、及び制裁対象の検知基準がリスクに応じた適切な設定となっているかを検証するなど、的確な運用を図ること</p> <p>(2) 国際連合安全保障理事会決議等で経済制裁対象者等が指定された際には、遅滞なく照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他リスクに応じた必要な措置を講ずること</p>	
<p>(継続的な顧客管理・本人特定事項の更新)</p> <p>第12条 会員は、次の各号の方法に掲げる方法その他会員が必要とする方法をもって、継続的な顧客管理を実施しなければならない。なお、継続的な顧客管理により得られた顧客情報等を踏まえ、<u>顧客リスク評価を見直し、リスクに応じたリスク低減措置を講じなければならない。</u></p> <p>特に、<u>取引モニタリング・フィルタリング</u>においては、<u>継続的な顧客管理を踏まえて見直した顧客リスク評価を適切に反映しなければならない。</u></p> <p>(1)取引類型や顧客属性等に着目し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、調査の対象及び頻度を含む継続的な顧客管理の方針を決定し、実施すること</p> <p>(2)各顧客に実施されている調査の範囲・手法等が、当該顧客の取引実態や取引モニタリングの結果等に照らして適切か、継続的に検討すること</p> <p>(3)調査の過程での照会や調査結果を適切に管理し、関係する役職員と共有すること</p> <p>(4) なりすましの疑い等を的確に判断するため、確認した本人特定事項等に変更があ</p>	<p>(継続的な顧客管理・本人特定事項の更新)</p> <p>第12条 会員は、次の各号の方法に掲げる方法その他会員が必要とする方法をもって、継続的な顧客管理を実施しなければならない。なお、継続的な顧客管理により得られた顧客情報等を踏まえ、<u>適宜顧客のリスク評価を見直さなければならない。</u></p> <p>(1)取引類型や顧客類型等に着目し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、調査の対象及び頻度を含む継続的な顧客管理の方針を決定し、実施すること</p> <p>(2)各顧客に実施されている調査の範囲・手法等が、当該顧客の取引実態や取引モニタリングの結果等に照らして適切か、継続的に検討すること</p> <p>(3)調査の過程での照会や調査結果を適切に管理し、関係する役職員と共有すること</p> <p>(4) なりすましの疑い等を的確に判断するため、確認した本人特定事項等に変更があった場合には顧客が会員に変更後の情報を</p>

<p>った場合には顧客が会員に変更後の情報を届け出る旨を約款に盛り込むこと等の方法を用いて、顧客の最新の本人特定事項等を把握するための措置を講じること</p> <p>(5)定期的に顧客情報の確認を実施し、かつ確認の頻度や取得・検討する情報の範囲を顧客のリスクに応じて異にすること</p>	<p>届け出る旨を約款に盛り込むこと等の方法を用いて、顧客の最新の本人特定事項等を把握するための措置を講じること</p> <p>(5)定期的に顧客情報の確認を実施し、かつ確認の頻度や取得・検討する情報の範囲を顧客のリスクに応じて異にすること</p>
<p>(取引先の管理)</p> <p>第 13 条 会員は、国内外の暗号資産関連デリバティブ取引を行う業者等（以下「取引先」という。）との間で暗号資産関連デリバティブ取引又は暗号資産の交換等を行う場合には、次の各号に掲げる事項の情報を収集・確認の上、当該取引先におけるリスクを評価し、適切な低減措置を講じなければならない。</p> <p>(1)取引時確認等の措置（海外事業者にあつてはそれに相当する措置。以下同じ。）を的確に行うために必要な設備・機能及び統括管理者の設置状況</p> <p>(2)所在国の公的機関からの監督状態</p> <p>2 会員は、取引先におけるマネロン・テロ資金供与リスク管理体制を確認するために必要な体制を整備し、定期的に監視しなければならない。</p>	<p>(取引先の管理)</p> <p>第 13 条 会員は、国内外の暗号資産関連デリバティブ取引を行う業者等（以下「取引先」という。）との間で暗号資産関連デリバティブ取引又は暗号資産の交換等（<u>資金決済法第 2 条第 7 項に定めるものをいう。</u>）等を行う場合には、次の各号に掲げる事項の情報を収集・確認の上、当該取引先におけるリスクを評価し、適切な低減措置を講じなければならない。</p> <p>(1)取引時確認等の措置（海外事業者にあつてはそれに相当する措置。以下同じ。）を的確に行うために必要な設備・機能及び統括管理者の設置状況</p> <p>(2)所在国の公的機関からの監督状態</p> <p>2 会員は、取引先におけるマネロン・テロ資金供与リスク管理体制を確認するために必要な体制を整備し、定期的に監視しなければならない。</p>
<p>(確認記録の添付資料の取扱い等)</p> <p>第 20 条 会員は、犯収法施行規則第 20 条第 2 項の規定にかかわらず、同条第 1 項各号に掲げる事項のうち、会員がリスク管理の観点から用いる事項を確認記録において省略してはならない。</p> <p>2 会員は、マイナンバーカード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番</p>	<p>(確認記録の添付資料の取扱い等)</p> <p>第 20 条 会員は、犯収法施行規則第 20 条第 2 項の規定にかかわらず、同条第 1 項各号に掲げる事項のうち、会員がリスク管理の観点から用いる事項を確認記録において省略してはならない。</p> <p>2 会員は、マイナンバーカード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）が本人確認書類とし</p>

<p>号カードをいう。)が本人確認書類として用いられた場合、確認記録には、本人確認書類を特定するに足りる事項として、発行者や有効期間等、個人番号以外の事項を記載しなければならない。</p> <p>3 会員は、国民年金手帳が本人確認書類として用いられた場合、確認記録には、本人確認書類を特定するに足りる事項として、交付年月日等、基礎年金番号以外の事項を記載しなければならない。</p> <p>4 会員は、本人確認書類として医療保険の被保険者証が用いられた場合、本人確認書類を特定するに足りる事項として、当該被保険者証の被保険者等記号・番号等以外の事項を記載しなければならない。</p>	<p>て用いられた場合、確認記録には、本人確認書類を特定するに足りる事項として、発行者や有効期間等、個人番号以外の事項を記載しなければならない。</p> <p>3 会員は、国民年金手帳が本人確認書類として用いられた場合、確認記録には、本人確認書類を特定するに足りる事項として、交付年月日等、基礎年金番号以外の事項を記載しなければならない。</p> <p>(新設)</p>
<p>(疑わしい取引の判断)</p> <p>第 23 条 会員は、犯収法第 8 条第 1 項に規定する判断を行う際には、同条第 2 項及び犯収法施行規則第 26 条及び第 27 条に従って判断するほか、<u>疑わしい取引の参考事例、自らの過去の疑わしい取引の届出事例等も踏まえつつ、外国 PEPs 該当性、顧客が行っている事業等の顧客属性、国・地域、顧客属性に照らした取引金額・回数等の取引態様その他の事情を考慮し判断しなければならない。</u></p> <p>2 会員は、暗号資産関連デリバティブ取引業務に係る全ての取引について前項の判断をする必要があることに留意しなければならない。</p>	<p>(疑わしい取引の判断)</p> <p>第 23 条 会員は、犯収法第 8 条第 1 項に規定する判断を行う際には、同条第 2 項及び犯収法施行規則第 26 条及び第 27 条に従って判断するほか、<u>外国 PEPs 該当性、顧客が行っている事業等の顧客属性、国・地域、顧客属性に照らした取引金額・回数等の取引態様その他の事情を考慮し判断しなければならない。</u></p> <p>2 会員は、暗号資産関連デリバティブ取引業務に係る全ての取引について前項の判断をする必要があることに留意しなければならない。</p>
<p>(疑わしい取引管理)</p> <p>第 25 条 会員は、顧客の属性、取引時の状況その他会員の保有している具体的な情報を総合的に勘案した上で、疑わしい取引の該当性について適切に検討・判断し、法律に基づく義務を履行するほか、疑わしい取</p>	<p>(疑わしい取引管理)</p> <p>第 25 条 会員は、顧客の属性、取引時の状況その他会員の保有している具体的な情報を総合的に勘案した上で、疑わしい取引の該当性について適切に検討・判断し、法律に基づく義務を履行するほか、疑わしい</p>

<p>引の届出状況等を自らのリスク管理体制の強化にも必要に応じ活用しなければならない。</p> <p>2 会員は、その業務内容に応じて、IT システムや、マニュアル等も活用しながら、疑わしい顧客や取引等を検知・監視・分析しなければならない。</p> <p>3 会員は、実際に疑わしい取引の届出を行った取引についてリスク低減措置の実効性を検証し、必要に応じて同種の類型に適用される低減措置を見直さなければならない。</p> <p>4 会員は、疑わしい取引の届出を契機にリスクが高いと判断した顧客について、<u>顧客リスク評価を見直すとともに、当該リスク評価に見合った低減措置を適切に実施</u>しなければならない。</p>	<p>取引の届出状況等を自らのリスク管理体制の強化にも必要に応じ活用しなければならない。</p> <p>2 会員は、その業務内容に応じて、IT システムや、マニュアル等も活用しながら、疑わしい顧客や取引等を検知・監視・分析しなければならない。</p> <p>3 会員は、実際に疑わしい取引の届出を行った取引についてリスク低減措置の実効性を検証し、必要に応じて同種の類型に適用される低減措置を見直さなければならない。</p> <p>4 会員は、疑わしい取引の届出を<u>複数回</u>行うなど、<u>疑わしい取引を契機</u>にリスクが高いと判断した顧客について、<u>当該リスク</u>に見合った低減措置を適切に実施しなければならない。</p>
<p>(ITシステムの活用)</p> <p>第30条 会員は、自らの業務規模・特性等に応じたITシステムを活用し、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。</p> <p>(1)自らのリスク評価を反映したシナリオ・敷居値等の抽出基準を設定するなど、自らのITシステムを取引モニタリング等のマネロン・テロ資金供与対策の有効な実施に積極的に活用すること。</p> <p>(2)マネロン・テロ資金供与対策に係るITシステムの設計・運用等が、自らが行うリスクの評価に見合ったものとなっているか定期的に検証し、検証結果を踏まえて必要に応じITシステムやその設計・運用等について改善を図ること。</p> <p>(削除)</p>	<p>(ITシステムの活用)</p> <p>第30条 会員は、自らの業務規模・特性等に応じたITシステムを活用し、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。</p> <p>(1)自らのリスク評価を反映したシナリオ・敷居値等の抽出基準を設定するなど、自らのITシステムを取引モニタリング等のマネロン・テロ資金供与対策の有効な実施に積極的に活用すること。</p> <p>(2)<u>自らが導入している</u>マネロン・テロ資金供与対策に係るITシステムの設計・運用等が、自らが行うリスクの評価に見合ったものとなっているか定期的に検証し、検証結果を踏まえて必要に応じITシステムやその設計・運用等について改善を図ること。</p> <p>(3)<u>取引の特徴(業種・地域等)や抽出基準(シナリオ・敷居値等)別の検知件数・</u></p>

<p>(削除)</p> <p>(3)内部・外部監査等の独立した検証プロセスを通じ、IT システムの有効性を検証すること。</p> <p>(4)他の暗号資産関連デリバティブ取引を行う業者等と共通の委託先に外部委託する場合や、共同システムを利用する場合であっても、自らの取引の特徴やそれに伴うリスク等について分析を行い、<u>必要に応じ、独自の追加的対応の検討等を行うこと。</u></p>	<p><u>疑わしい取引の届出件数等について分析を行い、システム検知以外の方法で得られた情報も踏まえながら、シナリオ・敷居値等の抽出基準について改善を図ること。</u></p> <p><u>(4)顧客や送金先等を検証するフィルタリングシステムについては、制裁リスト等が最新のものとなっているか検証するなど、的確な運用を図ること。</u></p> <p>(5)内部・外部監査等の独立した検証プロセスを通じ、IT システムの有効性を検証すること。</p> <p>(6)他の暗号資産関連デリバティブ取引を行う業者等と共通の委託先に外部委託する場合や、共同システムを利用する場合であっても、自らの取引の特徴やそれに伴うリスク等について分析を行い、<u>当該分析結果を反映した委託業務の実施状況の検証、必要に応じた独自の追加的対応の検討等を行うこと。</u></p>
<p>(FinTech 等の活用)</p> <p>第 32 条 会員は、新技術の有効性を積極的に検討し、他の暗号資産関連デリバティブ取引を行う業者等の動向や、新技術導入に係る課題の有無等も踏まえながら、マネロン・テロ資金供与対策の高度化や効率化の観点から、FinTech その他 IT の新技術を活用する余地がないか、<u>有効性を含めて必要に応じ検討に努めなければならない。</u></p>	<p>(FinTech 等の活用)</p> <p>第 32 条 会員は、新技術の有効性を積極的に検討し、他の暗号資産関連デリバティブ取引を行う業者等の動向や、新技術導入に係る課題の有無等も踏まえながら、マネロン・テロ資金供与対策の高度化や効率化の観点から、FinTech その他 IT の新技術を活用する余地がないか、<u>前向きな検討に努めなければならない。</u></p>
<p>(経営陣の関与・理解)</p> <p>第 33 条 会員は、マネロン・テロ資金供与対策を経営戦略等における重要な課題の一つとして位置付けなければならない。</p> <p>2 会員の経営陣は、会員におけるマネロン・テロ資金供与対策に対して<u>主導的に</u>関与し、会員の事業拠点・部門横断的なガバナンスを<u>確立した上で、同ガバナンスの</u></p>	<p>(経営陣の関与・理解)</p> <p>第 33 条 会員は、マネロン・テロ資金供与対策を経営戦略等における重要な課題の一つとして位置付けなければならない。</p> <p>2 会員の経営陣は、会員におけるマネロン・テロ資金供与対策に対して<u>主体的かつ積極的に</u>関与し、会員の事業拠点・部門横断的なガバナンスにより、<u>継続的に</u>取り組むため、会員におけるマネロン・テロ資</p>

<p>下、関係部署が、継続的に取り組むため、会員におけるマネロン・テロ資金供与対策の実施状況（マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の「対応が期待される事項」の実施に向けた取組み状況を含む。）及びその改善の要否に関する責任部署の所見並びにその理由に関する報告を定期的に受け、当該報告の内容に応じ、必要な指示を行わなければならない。</p> <p>3 会員は、役員の中から、マネロン・テロ資金供与対策に係る責任を担う者を任命し、職務を全うするに足る必要な権限等を付与しなければならない。</p> <p>4 会員は、前項の役員に対し、職務の執行に必要な情報を適時・適切に提供し、当該役員がマネロン・テロ資金供与対策について内外に説明できる体制を整備しなければならない。</p> <p>5 会員は、マネロン・テロ資金供与対策の主管部門にとどまらず、マネロン・テロ資金供与対策に係る全ての管理部門とその責務を明らかにし、それぞれの部門の責務について認識を共有するとともに、主管部門と他の関係部門が協働する体制（当該部門とその担当役員が協働・連携する体制を含む。）を整備し、密接な情報共有・連携が図れるようにしなければならない。</p> <p>6 会員は、マネロン・テロ資金供与対策の重要性を踏まえた上で、業務対応する部門への専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を行わなければならない。</p> <p>7 会員の経営陣は、職員へのマネロン・テロ資金供与対策に関する研修等に自ら参加するなど、積極的に関与しなければならない。</p>	<p>金供与対策の実施状況（マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の「対応が期待される事項」の実施に向けた取組み状況を含む。）及びその改善の要否に関する責任部署の所見並びにその理由に関する報告を定期的に受け、当該報告の内容に応じ、必要な指示を行わなければならない。</p> <p>3 会員は、役員の中から、マネロン・テロ資金供与対策に係る責任を担う者を任命し、職務を全うするに足る必要な権限等を付与しなければならない。</p> <p>4 会員は、前項の役員に対し、職務の執行に必要な情報を適時・適切に提供し、当該役員がマネロン・テロ資金供与対策について内外に説明できる体制を整備しなければならない。</p> <p>5 会員は、マネロン・テロ資金供与対策の主管部門にとどまらず、マネロン・テロ資金供与対策に係る全ての管理部門とその責務を明らかにし、それぞれの部門の責務について認識を共有するとともに、主管部門と他の関係部門が協働する体制（当該部門とその担当役員が協働・連携する体制を含む。）を整備し、密接な情報共有・連携が図れるようにしなければならない。</p> <p>6 会員は、マネロン・テロ資金供与対策の重要性を踏まえた上で、業務対応する部門への専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を行わなければならない。</p> <p>7 会員の経営陣は、職員へのマネロン・テロ資金供与対策に関する研修等に自ら参加するなど、積極的に関与しなければならない。</p>
---	--

<p>8 会員は、役職員の人事・報酬制度等において、マネロン・テロ資金供与対策の遵守・取組み状況等が適切に勘案されるよう努めなければならない。</p>	<p>8 会員は、役職員の人事・報酬制度等において、マネロン・テロ資金供与対策の遵守・取組み状況等が適切に勘案されるよう努めなければならない。</p>
<p>(PDCA)</p> <p>第 38 条 会員は、自らの業務分野・営業地域やマネロン・テロ資金供与に関する動向等を踏まえたリスクを勘案し、マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等を策定し、顧客受入方針、顧客管理、記録保存等の具体的な手法等について、全社的に整合的な形で、これを適用しなければならない。</p> <p><u>2 会員の経営陣は、マネロン・テロ資金供与対策の方針・手続・計画等の策定及び見直しについて、承認するとともに、その実施状況についても、定期的及び随時に報告を受け、必要に応じて議論を行うなど、主導的な関与がなければならない。</u></p> <p><u>3 会員は、リスクの特定・評価・低減のための方針・手続・計画等が実効的なものとなっているか、各部門・営業店等への監視等も踏まえつつ、不断の検証を行わなければならない。</u></p> <p><u>4 会員は、リスク低減措置を講じてもなお残存するリスクを評価し、当該リスクの許容度や業務への影響に応じて、取扱いの有無を含めたリスク低減措置の改善や更なる措置の実施の必要性につき、検討しなければならない。</u></p> <p><u>5 会員は、第 2 線及び内部監査部門において、例えば、内部情報、内部通報、職員からの質疑等の情報も踏まえて、リスク管理体制の実効性を検証しなければならない。</u></p> <p><u>6 会員は、前項における実効性の検証の結果、更なる改善の余地が認められる場合</u></p>	<p>(PDCA)</p> <p>第 38 条 会員は、自らの業務分野・営業地域やマネロン・テロ資金供与に関する動向等を踏まえたリスクを勘案し、マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等を策定し、顧客受入方針、顧客管理、記録保存等の具体的な手法等について、全社的に整合的な形で、これを適用しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 会員は、リスクの特定・評価・低減のための方針・手続・計画等が実効的なものとなっているか、各部門・営業店等への監視等も踏まえつつ、不断の検証を行わなければならない。</u></p> <p><u>3 会員は、リスク低減措置を講じてもなお残存するリスクを評価し、リスク低減措置の改善や第 2 線による更なる措置の実施の必要性につき、検討しなければならない。</u></p> <p><u>4 会員は、第 2 線及び内部監査部門において、例えば、内部情報、内部通報、職員からの質疑等の情報も踏まえて、リスク管理体制の実効性を検証しなければならない。</u></p> <p><u>5 会員は、前項における実効性の検証の結果、更なる改善の余地が認められる場合</u></p>

<p>には、リスクの特定・評価・低減のための手法自体も含めた方針・手続・計画等や管理体制等についても必要に応じ見直しを行わなければならない。</p> <p><u>7</u> 会員は、必要に応じ、外部専門家等によるレビューを受けるものとする。</p> <p><u>なお、外部専門家等の適切性や能力について、外部専門家等を採用する前に、経営陣に報告しその承認を得なければならない。</u></p> <p><u>また、同検証の適切性について、経営陣又はその指示を受けた内部監査部門が事後検証を必要に応じて行わなければならない。</u></p> <p><u>8</u> 会員は、マネロン・テロ資金供与対策を実施するために、自らの規模・特性・業容等を踏まえ、必要に応じ、所管する専担部室を設置するよう努めなければならない。</p>	<p>には、リスクの特定・評価・低減のための手法自体も含めた方針・手続・計画等や管理体制等についても必要に応じ見直しを行わなければならない。</p> <p><u>6</u> 会員は、必要に応じ、外部専門家等によるレビューを受けるものとする。</p> <p><u>7</u> 会員は、マネロン・テロ資金供与対策を実施するために、自らの規模・特性・業容等を踏まえ、必要に応じ、所管する専担部室を設置するよう努めなければならない。</p>
<p>(職員の確保、育成等)</p> <p>第40条 会員は、マネロン・テロ資金供与対策に関わる職員について、その役割に応じて必要とされる知識、専門性の保有状況ほか、取引時確認等の措置を的確に行うことができる職務への適合性について、採用や研修等を通じて継続的に確認しなければならない。</p> <p>2 会員は、取引時確認等の措置が的確に行われるために必要な能力を有する者を採用するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 会員は、役職員が、その役割に応じて、顧客管理の具体的方法についての的確に理解することができるよう、分かりやすい資料等を用いて周知徹底を図ると共に、適切かつ継続的な研修等を行わなければならない。</p> <p>4 会員は、当該研修等の内容が、自ら</p>	<p>(職員の確保、育成等)</p> <p>第40条 会員は、マネロン・テロ資金供与対策に関わる職員について、その役割に応じて必要とされる知識、専門性の保有状況ほか、取引時確認等の措置を的確に行うことができる職務への適合性について、採用や研修等を通じて継続的に確認しなければならない。</p> <p>2 会員は、取引時確認等の措置が的確に行われるために必要な能力を有する者を採用するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 会員は、役職員が、その役割に応じて、顧客管理の具体的方法についての的確に理解することができるよう、分かりやすい資料等を用いて周知徹底を図ると共に、適切かつ継続的な研修等を行わなければならない。</p> <p>4 会員は、当該研修等の内容が、自らの直面するリスクに適合し、必要に応じ最</p>

<p>の直面するリスクに適合し、必要に応じ最新の法規制、内外の当局等の情報を踏まえたものであり、また、職員等への徹底の観点から改善の余地がないか分析・検討しなければならない。</p> <p>5 会員は、研修等の効果について、研修内容の遵守状況の検証や職員等に対するフォローアップ等の方法により、<u>確認し、新たに生じるリスク等も加味しながら、必要に応じて研修等の受講者・回数・受講状況・内容等を見直さなければならない。</u></p> <p>6 会員は、全社的な疑わしい取引の届出状況及び第2線に寄せられる質問内容・気づき等を第1線に還元するほか、第1線内に当該情報を各職員に的確に周知させるなど、第1線におけるリスク認識を深めなければならない。</p> <p>7 海外拠点等を有する会員グループにおいて、各海外拠点等のリスク評価の担当者に対して、単にリスク評価の手法についての資料等を作成・配布するのみならず、リスク評価の重要性や正確な実施方法に係る研修を当該拠点等の特殊性等を踏まえて実施し、その研修内容についても定期的に見直すよう努めなければならない。</p> <p>8 海外拠点等を有し、海外業務が重要な地位を占める会員グループにおけるリスク評価の担当者が、マネロン・テロ資金供与に係る国際的な動向について、有効な研修や関係する資格取得に努めるよう体制整備を行うよう努めなければならない。</p>	<p>新の法規制、内外の当局等の情報を踏まえたものであり、また、職員等への徹底の観点から改善の余地がないか分析・検討しなければならない。</p> <p>5 会員は、研修等の効果について、研修内容の遵守状況の検証や職員等に対するフォローアップ等の方法により、<u>確認し</u>なければならない。</p> <p>6 会員は、全社的な疑わしい取引の届出状況及び第2線に寄せられる質問内容・気づき等を第1線に還元するほか、第1線内に当該情報を各職員に的確に周知させるなど、第1線におけるリスク認識を深めなければならない。</p> <p>7 海外拠点等を有する会員グループにおいて、各海外拠点等のリスク評価の担当者に対して、単にリスク評価の手法についての資料等を作成・配布するのみならず、リスク評価の重要性や正確な実施方法に係る研修を当該拠点等の特殊性等を踏まえて実施し、その研修内容についても定期的に見直すよう努めなければならない。</p> <p>8 海外拠点等を有し、海外業務が重要な地位を占める会員グループにおけるリスク評価の担当者が、マネロン・テロ資金供与に係る国際的な動向について、有効な研修や関係する資格取得に努めるよう体制整備を行うよう努めなければならない。</p>
---	--